

さいたま市議会 告示番号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告示第1号	さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示	令和2年3月23日

さいたま市議会告示第1号

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示

さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 議事調査部 [略] 調査法制課 <u>調査法制係</u>	(内部組織) 第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 議事調査部 [略] 調査法制課 <u>調査法制第1係</u> <u>調査法制第2係</u>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。